医道審議会 医師分科会 医師専門研修部会 令和元年度 第1回 資料3

医師の働き方改革について

「医師の働き方改革に関する検討会」について

- 働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)においては、長時間労働の是正のため、労働基準法を改正し、罰則付きの時間 外労働の上限規制をはじめて法律で導入する方向性が示されている。
- ◆ この中で、医師については、医師法(昭和23年法律第201号)に基づく応召義務等の特殊性を踏まえた対応が必要であることから、時間外労働規制 の対象とするものの、改正法の施行期日の5年後を目途に規制を適用することとし、具体的には、医療界の参加の下で検討の場を設け、2年後を目途 に規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得るとされた。これを踏まえ、本検討会を開催するものである。

構成員

(計24名) (※五十音順)

赤星 昂己 東京女子医科大学東医療センター救命救急センター救急医

荒木 尚志 東京大学大学院法学政治学研究科教授

猪俣 武範 順天堂大学附属病院医師

今村 聡 公益社団法人日本医師会女性医師支援センター長

◎ 岩村 正彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授

戎 初代 東京ベイ・浦安市川医療センター集中ケア認定看護師

岡留 健一郎 福岡県済生会福岡総合病院名誉院長

片岡 仁美 岡山大学医療人キャリアセンターMUSCATセンター長 城守 国斗 公益社団法人日本医師会常任理事

工藤 豊 保健医療福祉労働組合協議会事務局次長

黒澤 一 東北大学環境・安全推進センター教授

渋谷 健司 東京大学大学院医学系研究科国際保健政策学教室教授

島田 陽一 早稲田大学法学学術院教授

鶴田 憲一 全国衛生部長会会長 遠野 千尋 岩手県立久慈病院副院長

豊田 郁子 特定非営利法人架け橋理事長

中島 由美子 医療法人恒貴会 訪問看護ステーション愛美園所長

裵 英洙 ハイズ株式会社代表取締役社長

馬場 武彦 社会医療法人ペガサス理事長

福島 涌子 塩原公認会計士事務所特定社会保険労務士

三島 千明 青葉アーバンクリニック総合診療医

村上 陽子 日本労働組合総連合会総合労働局長

森本 正宏 全日本自治団体労働組合総合労働局長

千葉大学医学部附属病院院長 山本 修一

◎:座長

本検討会の検討事項

- 医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方
- (2) 医師の勤務環境改善策 (3) その他

検討のスケジュール

- ◆第1回(平成29年8月2日) 医師の働き方改革について
 - 第2回(平成29年9月21日) 労働時間法制等について 第3回(平成29年10月23日) 医師の勤務実態について
- 勤務環境改善策について ◆第4回(平成29年11月10日)
- ◆第5回(平成29年12月22日) 勤務医の健康確保等について
- 第6回(平成30年1月15日) 中間論点整理・緊急対策(骨子案)について
- 中間論点整理・緊急対策について 第7回(平成30年2月16日)
- 第8回(平成30年7月9日) 今後の進め方等について
- 第9回(平成30年9月3日) 宿日直、自己研鑽等について
- 第10回 (平成30年9月19日) 応召義務等について 第11回(平成30年11月9日) 勤務環境改善策について
- 第12回(平成30年11月19日) 医療の特性・医師の特殊性等について
- 第13回 (平成30年12月5日) 時間外労働規制の在り方について
- 第14回(平成30年12月17日) 時間外労働規制の在り方等について
- 時間外労働規制の在り方等について 第15回(平成30年12月19日)
- 第16回(平成31年1月11日) とりまとめ骨子等について
- 第17回 (平成31年1月21日) 時間外労働規制の在り方について 時間外労働規制の在り方について
- 第18回(平成31年2月6日)
- 第19回 (平成31年2月20日) 時間外労働規制の在り方について
- 第20回 (平成31年3月13日) 報告書(案)等について
- 第21回 (平成31年3月15日) 報告書(案)等について

第22回(平成31年3月28日) 報告書等について

医師の働き方改革に関する検討会 報告書の概要

医師の働き方改革に関する検討会(座長:岩村正彦東京大学大学院法学政治学研究科教授)において、医師の時間外 労働規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等についてとりまとめを行った(平成31年3月28日)。

1. 医師の働き方改革に当たっての基本的な考え方

医師の働き方改革を進める基本認識

- □ 我が国の医療は、医師の自己犠牲的な長時間労働により支えら れており危機的な状況。昼夜を問わず患者への対応を求められ うる仕事で、他職種と比較しても抜きん出た長時間労働の実態。
- □ 健康への影響や過労死の懸念、仕事と生活の調和への関心の高 まり、女性医師割合の上昇等も踏まえ、改革を進める必要。
 - 医師の長時間労働の背景には、個々の医療機関における業務・ 組織のマネジメントの課題のみならず、医師の霊給や偏在、医 師の養成のあり方、地域医療提供体制における機能分化・連携 が不十分な地域の存在、国民の医療のかかり方等の様々な課題 が存在。これらに関連する各施策と医師の働き方改革が総合的 に進められるべきであり、規制内容を遵守できる条件整備の観 点からも推進する必要。

医師の診療業務の特殊性

(応召義務について)

医療機関としては労働基準法等の関係法令を遵守 した上で医師等が適切に業務遂行できる体制・環 境整備を行う必要。応召義務を理由に、違法な診 療指示等に従うなど、際限のない長時間労働を求 められていると解することは正当ではない。

(医師の診療業務の特殊性)

- □ 公共性(国民の生命を守るものであり、国民の求める日常的な アクセス、質等の確保が必要)
- 不確実性 (疾病発生が予見不可能である等)
- 高度の専門性 (業務独占、養成に約10年要する)
- 技術革新と水準向上(新しい診断・治療法の追求と活用・ 普及の両方が必要)

2. 働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿

- 労働時間管理の適正化が必要。その際、宿日直許可基準 における夜間に従事する業務の例示等の現代化、医師の 研鑽の労働時間の取扱いについての考え方等を示す必要。
- 医師の労働時間短縮のために、医療機関のマネジメント 改革(意識改革、チーム医療の推進(特定行為研修制度 のパッケージ化等)、ICT等による効率化)、地域医 療提供体制における機能分化・連携や医師偏在対策の推
- 進、上手な医療のかかり方の周知を全体として徹底して 取り組んでいく必要。また、働き方と保育環境等の面か ら、医師が働きやすい勤務環境の整備が重要。
- 個々の医療機関に対するノウハウ提供も含めた実効的な 支援策、第三者の立場からの助言等が重要。
- □ 上手な医療のかかり方を広めるための懇談会でとりまと めた方策を国が速やかに具体的施策として実行。

3. 医師の働き方に関する制度上の論点

時間外労働の上限規制の構成 ※具体的な内容はP4・5

診療従事勤務医の時間外労働の上限水準として、脳・心臓疾患の労災認定基準を考慮した<mark>(A)水準</mark>を設定。このほかに、2つの水準を設定。

- □ 地域医療提供体制の確保の観点(①2024年時点ではまだ約1万人の需給ギャップが存在し、さらに医師偏在解消の目標は2036年、②医療計画に基づき改革に取り組む必要性、③医療ニーズへの影響に配慮した段階的改革の必要性)から、やむを得ず(A)水準を超えざるを得ない場合を想定し、地域医療確保暫定特例水準(<mark>(B)水準</mark>)を設定。
 - ※「臨時的な必要がある場合」の1年あたり延長することができる時間数の上限(1,860時間)については、過重労働を懸念する声があるでは、本検討会においても、医師の健康確保や労働時間短縮を求める立場から賛同できないとの意見があった。
- □ 地域医療の観点から必須とされる機能を果たすためにやむなく長時間労働となる医療機関として、その機能については具体的に以下のとおり。
 - ◆「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業」」双方の観点から、
 - i 三次救急医療機関
 - ii 二次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」 かつ 「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」
 - iii 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
 - iv 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療の確保のために必要と認める医療機関
 - (例) 精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関

以上について、時間外労働の実態も踏まえると、あわせて約1,500程度と見込まれる。

- ◆特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等
- □ ①臨床研修医・専門研修中の医師の研鑽意欲に応えて一定期間集中的に知識・手技を身につけられるようにすること。
 ②高度な技能を有する医師を育成する必要がある分野において新しい診断・治療法の活用・普及等が図られるようにすること、が必要であり、集中的技能向上水準(C)ー1水準(①に対応)、(C)ー2水準(②に対応))を設定。

B・C水準の適用の対象、手順等

(B) 水準

医療機関機能、労働時間短縮の取組等の国が定める客観的要件を踏まえ都道府県が対象医療機関を特定⇒特定さ れた機能にかかる業務につき(A)水準超での36協定が可能に。新たに設ける「評価機能」が医療機関ごとの 長時間労働の実態や取組状況の分析・評価を実施。結果を医療機関・都道府県に通知・住民に公表し、当該医療 機関と地域医療提供体制の双方から労働時間短縮に向けて取り組む。

(C) - 1水準 (研修医)

臨床研修・専門研修プログラムにおいて想定最大時間外労働(実績)を明示。これが(A)水準を超える医療機 関を都道府県が特定(※超えない場合は(A)水準の適用)⇒「臨床研修・専門研修に係る業務」につき(A) 水準超での36協定が可能に。医師は明示時間数を踏まえ自らプログラムを選択・応募。

(C) - 2(高度特定技能)

高度技能育成を要する分野を審査組織(※高度な医学的見地からの審査を行う)が特定。必要な設備・体制を整 備している医療機関を都道府県が特定⇒「高度特定技能育成に係る業務」につき(A)水準超での36協定が可 能に。医師が自由な意欲により計画を作成し、審査組織の個別承認を経たのちに実際の適用となる。

※現在、一般労働者の副業・兼業に係る労働時間管理の取扱いについては「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」において検討 されている。このため、兼業(複数勤務)を行う医師に対する労働時間管理等の在り方については、改めて検討。

<u>B・C水準の将来のあり万</u>							
2019 2024	2027	2030		2033	• • •	2036	
第7次医療計画	第8次医療計画	U) (見直		┺療計画 医療計画 □(中間見直 l		医師偏在対 の目標年)	策
・ 実態調査 ・ 追加的支援策 ・ 規制水準の検証	(B) 水準:集 (実態調査 検討)	€態調査等を踏まえた	査・	しの検討 (実態調査 検討)	終了年	1=	(この後 も引き続 き残る)

4. おわりに

- □ とりまとめ内容の制度化・実施の際には、追加的健康確保措置が実効性をもって運用され、医師の健康を確実に担 保するとともに、(B)水準の解消等に向けて労働時間短縮を着実に推進することが最重要。
- □ 個々の医療機関が労働時間短縮・医師の健康確保を進めた上で、労使で十分に話し合い、時間外労働について36 協定を締結することが重要。さらに、地域医療確保のためにも、医療機関に対する実効的な支援等について確実に 実行に移していけるよう、厚生労働省を始めとした行政の速やかな具体的対応を強く求める。

5

□ 医師と国民が受ける医療の双方を社会全体で守っていくと強く決意する。

医師の時間外労働規制について

一般則

(例外)

• 年720時間

の

上限]

【追加的健康確保措置】

• 複数月平均80時間 (休日労働含む)

•月100時間未満 (休日労働含む) 年間6か月まで

(原則)

1か月45時間

1年360時間

※この(原則)については医師も同様。

2024年4月~

年1,860時間/ 月100時間(例外あり)

※いずれも休日労働含む

特例 В 地 準(医療機関を特定)域医療確保暫定 年1,860時間/月100時間(例外あり)

- ※いずれも休日労働含む
- ⇒将来に向けて縮減方向

集中的技能向上水準

C-1:初期・後期研修医が、研修 プログラムに沿って基礎的な技能や 能力を修得する際に適用

※本人がプログラムを選択

C-2: 医籍登録後の臨床従事6年 目以降の者が、高度技能の育成が公 益上必要な分野について、特定の医 療機関で診療に従事する際に適用

※本人の発意により計画を作成し、 医療機関が審査組織に承認申請

将来

(暫定特例水準の解消 (=2035年度末)後)

> 将来に向けて 縮減方向

年960時間/ 月100時間(例外あ ※いずれも休日労働含む

C-1 C-2

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置(いわゆるドクターストップ)

連続勤務時間制限28時 間・勤務間インターバ ル9時間の確保・代償 休息のセット(努力義 務)

年960時間/

※いずれも休日労働含む

A:診療従事勤務

医に2024年度以降

適用される水準

月100時間 (例外あり)

※実際に定める36協定 の上限時間数が一般則を 超えない場合を除く。

連続勤務 時間制限 28時間・ 勤務間イ ンターバ ル9時間 の確保・

(義務)

代償休息 のセット

連続勤務時間 制限28時間・ 勤務間イン ターバル9時 間の確保・代 償休息のセッ ト (義務)

※初期研修医に ついては連続勤 務時間制限を強 化して徹底(代 償休息不要)

連続勤務時間制 限28時間・勤務 間インターバル 9時間の確保・ 代償休息のセッ ト(努力義務)

A

※実際に定める3 6協定の上限時間 数が一般則を超え ない場合を除く。

連続勤務 時間制限 28時間 -勤務間イ ンターバ ル9時間 の確保・ 代償休息 のセット (義務)

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的取組を講ずる。6

時間外労働上限規制の枠組み全体の整理

一般則

診療従事勤務医 に2024年度以降 適用される水準

連続勤務時間制限 + 勤務間 インターバル等(努力義 務)

地域医療確保 暫定特例水準

連続勤務時間制限+ 勤務間インターバル等(義務)

集中的 技能向上水準

連続勤務時間制限 + 勤務間インターバル等(義務)

36	①通常の時間外労働 (<u>休日労働を含まない</u>)	月 4 5時間以下·年360時間以下			
一定で締	②「臨時的な必要がある 場合」の上限	月100時間 未満			
協定で締結できる時間数	・月の時間外労働時間数 (<u>休日労働を含む</u>)	※①の月45時間を 超えることがで きる月数は年間 6か月以内	月100時間未満 (ただし一定の健康確保措置を行った場合には <u>例外あり</u>)		
の	・年の時間外労働時間数 (<u>休日労働を含む</u>)		年960時間以下	年1,860時間以下	年1,860時間以下
限	・年の時間外労働時間数 (<u>休日労働を含まない</u>)	年720時間以下			
ない	協定によっても超えられ 時間外労働の上限時間 日労働を含む)	月100時間未満 複数月平均80時間 以下	月100時間未満 (ただし一定の健康 確保措置を行った場 合には <u>例外あり</u>) 年960時間以下	月100時間未満 (ただし一定の健康 確保措置を行った場 合には <u>例外あり</u>) 年1,860時間以下	月100時間未満 (ただし一定の健康 確保措置を行った場 合には <u>例外あり</u>) 年1,860時間以下

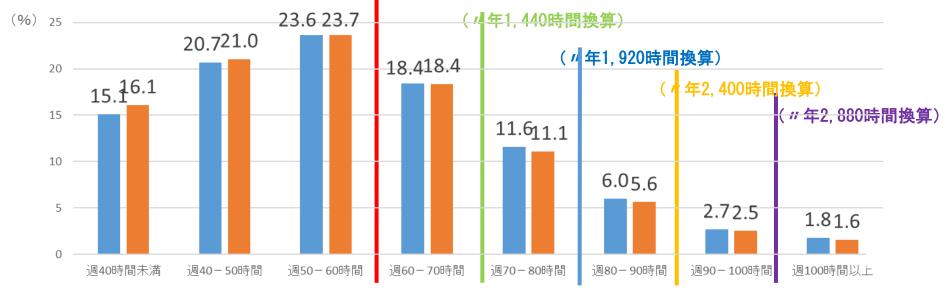
左記の時間数は、 その時間までの 労働を強制する。 労使間で合意べる 労使間でを結べずる 動くことが可能 となる時間であることに留意

- 時間外労働及び休日労働は必要最小限にとどめるべきであることに、労使は十分留意。
- 36協定の労使協議の場を活用して、労働時間短縮策の話し合いを労使間で行う。
- ✓ 36協定上は、日・月・年単位での上限を定める必要あり
- ✔ 対象労働者の範囲や時間外労働を行う業務の種類等も、36協定上に規定する必要あり
- ✔ 「臨時的な必要がある場合」について規定する場合には、健康福祉を確保する措置を36協定に規定し、実施する必要あり
- ✓ 「地域医療確保暫定特例水準の適用」や、「月100時間以上の時間外労働」について規定する場合には、追加的健康確保措置について 36協定に規定し、実施する必要あり

病院勤務医の週勤務時間の区分別割合

病院勤務医の週勤務時間の区分別割合

(時間外月80・年960時間換算※休日込み(以下同じ))



- ■病院勤務医の週勤務時間の区分別時間割合
- ■病院勤務医の週勤務時間のうち「指示のない時間」を削減した場合の区分別時間割合

<集計・推計の前提>

病院勤務医の週勤
務時間

「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」(平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究班)結果をもとに医政局医療経営支援課で作成。病院勤務の常勤医師のみ。勤務時間は「診療時間」「診療外時間」「待機時間」の合計。

病院勤務医の週勤 務時間のうち「指 示のない時間」を 削減した場合 「病院勤務医の勤務実態に関する研究」(平成29年度厚生労働行政推進調査事業費「病院勤務医の勤務実態に関する調査研究」研究班)の集計結果から、「診療外時間」(教育、研究、学習、研修等)における上司等からの指示(黙示的な指示を含む。)がない時間(調査票に「指示無」を記入)が4.4%であることを踏まえ、上記「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」における個票の診療外時間より削減した。

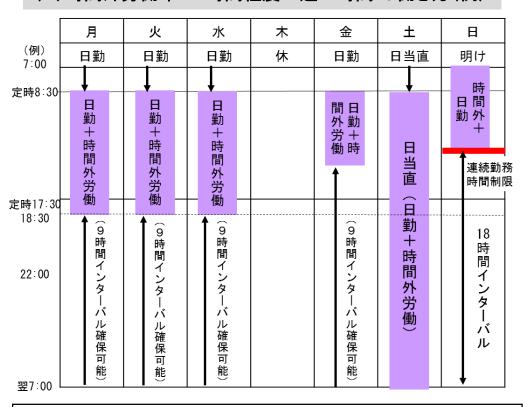


赤いグラフにおける分布の「上位10%」=年1,904時間

※1,860時間は、雇用管理の便宜上、12月で割り切れるきりのよい近似値としたもの。

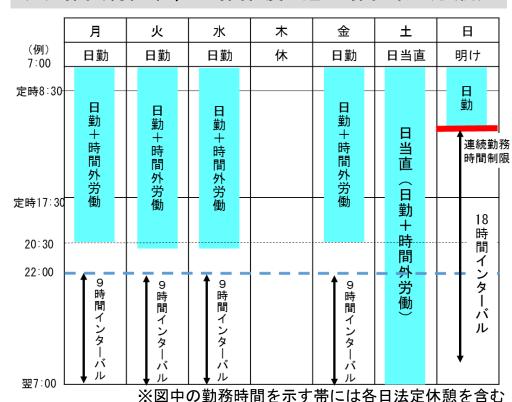
(A)·(B)の上限水準に極めて近い働き方のイメージ

(A)時間外労働年960時間程度 = 週20時間 の働き方(例)



- 概ね週1回の当直(宿日直許可なし)を含む週6日勤 務
- 当直日とその翌日を除く4日間のうち1日は半日勤務 で、各日は1時間程度の時間外労働(早出又は残業)
- 当直明けは昼まで
- 年間80日程度の休日 (概ね4週6休に相当)

(B)時間外労働年1,800時間程度=週38時間の働き方(例)



- 概ね週1回の当直(宿日直許可なし)を含む週6日 勒務
- 当直日とその翌日を除く4日間は早出又は残業を含 め平均14時間弱の勤務
- 当直明けは昼まで
- 年間80日程度の休日 (概ね4週6休に相当)
- ※勤務間インターバル9時間、連続勤務時間制限28時間等を遵守して最大まで勤務する場合の年間時間外労働は、法定休日年間52日の み見込むと2.300時間程度、(A)・(B)と同様に80日程度の休日を見込むと年2.100時間程度となる。

2024年4月とその後に向けた改革のイメージ

- 医療機関で診療に従事する勤務医の時間外労働が休日労働込みで年960時間以内となるよう(集中的技能向上水準の 対象業務を除く)、医療機関・医療界・行政をあげて全力で労働時間短縮に取り組む。
- 地域医療提供体制の確保の観点からやむを得ずこの水準に到達できない場合も地域医療確保暫定特例水準の年1.860 時間を上限として、これを上回る部分を約5年間で完全になくす改革をしていく。

病院勤務医

現状

- ○現状において年間3,000時間近い時間外労働を している医師もいる中で、タスク・シフティン グ、タスク・シェアリング等によって、その労 働時間を週に20時間分削減
- 〇さらに、追加的健康確保措置(連続勤務時間制

0 約 限・勤務間インターバル)を適用 割

年間時間外1.860時間超の医師がいる医療機関の実像 病院の約3割、大学病院の約9割、救急機能を有す る病院の約3割(救命救急センター機能を有する病 院に限っては約8割)

地域医療確保暫定特例水準/集中的技能向上水準: 罰則付き上限であり、2024.4以降、この水準を超える 時間外労働の医師は存在してはならないこととなる

約2 (時間外労働の年間時間数) 万人 1.860時間 7:00 病院 関務医 その働き方の例 時間制限 20:30 の 約 3 9時間インターバル 割 960時間 定時8:30 → その働き方の例 連続勤務 時間制限 18:30

9時間インターバルは

22:00

集中的技能向上水準対象業務に **従事する医師**(選択した者のみ)

地域医療確保暫定特例水準対象・集中的技能向上 水準対象を除き、2024.4以降、960時間を超える 時間外労働の医師は存在してはならないこととなる

2024.4 上限規制適用 暫定特例水準の 適用終了

集中的技能向上水準の適用フロー

□ 以下のとおり、各論点について具体的な内容をフローで整理した。

対象医療機関・対象 業務の特定 C水準対象医療機関 の指定 3 6 協定締 結 業務開始・追加的健康確保措置 の実施等

いる専門研修プログラ医・日本専門医機構の(C)―― 1 初期研

- 臨床研修病院ごとの臨床研修プログラム、各学会 及び日本専門医機構の認定する専門研修プログラ ムにおいて、各研修における時間外労働の想定最 大時間数(直近の実績)を明示。
- 当該時間数が(A)水準を超える医療機関について、(B)水準と同様に都道府県が特定。
- 特定に伴い、当該医療機関に追加的健康確保措置 が義務付けられる。

• 我が国の医療技術の水準向上に向け、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要である分野を審査組織(※1)において指定。

高度に専門的な医療を三次医療圏単位又はより広域で提供することにより、我が国の医療水準の維持発展を図る必要がある分野であって、そのための技能を一定期間、 集中的に修練する必要がある分野。

- 当該医師を育成するために必要な設備・体制を整備している医療機関を(B)水準と同様に都道府県が特定。
- 追加的健康確保措置の義務付け。

「高度特定技能育成に係る業務」「臨床研修(又は専門研修)に係る対象業務について36協定を締

業結

務

- 時間外労働の実態を踏まえて医師が各医療 機関に応募。
- 採用(雇用契約開始)後、初期研修・専門研修に左記36協定が適用。→時間数が実態と乖離している等の場合は臨床研修病院指定、専門研修プログラムの認定スキームの中で是正させる。
- 追加的健康確保措置の実施。→未実施の場合は(B)医療機関と同様の特定スキームの中で是正させる。
- 医師が主体的に高度特定技能育成計画(内容に応じ、有期のものを想定)を作成し、 当該計画の必要性を所属医療機関に申し出 (※2)。
- 医療機関が当該計画を承認し、当該計画に 必要な業務を特定して審査組織(※1)に 申請。
- 審査組織における承認を経て、特定された 当該業務に左記36協定が適用。
- 追加的健康確保措置の実施。→未実施の場合は上記と同様。
- ※1我が国の医療技術の水準向上のための公益上の必要性の判断となることから、高度な医学的見地からの審査組織を設ける必要がある。
- ※2高度特定技能については、個々の医師の自由な意欲・希望の元で発案されると考えられることから、医師が計画を作成することとなる。

地域医療確保暫定特例水準の適用フロー

■ 2024年4月の時間外労働の上限規制適用までの5年間において、各医療機関の労働時間短縮の動きを念頭に、国・ 都道府県等が必要な支援等を行った上で、やむを得ないものについて地域医療確保暫定特例水準の適用となる。

<各医療機関の状況に応じた5年間の動き(例)>

< 医療機関をバックアップする仕組み (案) >

地域医療提供体制を確保するために必要な機能の精査(地域医療構想) ステップ1:時間外労働時間の実態を的確に把握 医療機関X 医療機関Y 医療機関Z 実態は400~ 実態は1.200~ 実態は600~ 1.400hの医師が 1.000hの間で 2.200hの間で ばらつき 多い ばらつき るの 必間 要 ステップ2:自施設に適用される上限がどれになるかの検討 (調査等) 実態面の検証は継 機能が(B)の要件を満たす 機能が(B)の要件を満たさず 機能が(B)の要件を満たす ステップ3:取り組むべき「短縮幅」の見極め 医師労働時間短縮計画を作成し、PDCAサイクルによる短縮 極めて長時間労働の医師を(B)水準以内と したが、年960時間までは短縮できず 上限である年960時 上限である年960時 間を下回って短縮 間を下回って短縮 都道府県が(B)対象の特定 (A) 水準適用 (B)水準適用 (A) 水準適用 (さらなる労働時間短縮を目指し努力を継続) 年960時間を目指し努力を継続

医師の宿日直や研鑽を含めた 労働時間の考え方の周知

国(厚生労働省)

• 医師の時間外労働短縮目標ラインの設定等、全 体方針を策定

都道府県

- 個別医療機関における 医師の労働時間短縮・ 地域医療確保の両面から、域内の全体状況を 把握(各医療機関の医師の労働時間の概況把 握、(B)水準適用 「候補」の把握等)
- 医療勤務環境改善支援 や医師偏在対策を有効 に組み合わせた医療機 関支援、医師の労働時 間の実態把握を踏まえ た医療提供体制の検討

評価機能(新)

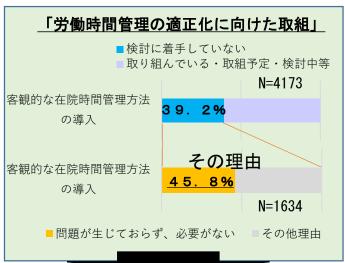
- 医療機関と都道 府県に評価結果 を通知し、取組 を促す

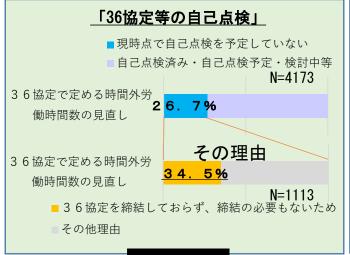
「緊急的な取組」の徹底に向けて

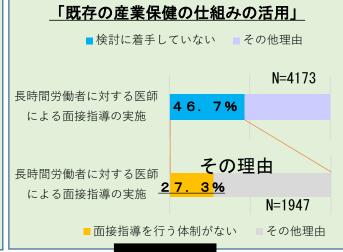
- 医師の労働時間短縮に関する当面今後5年間の改革を着実に進めるためには、「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」の確実な実施が不可欠。特に、労働基準法等に基づく基本的な労働時間管理は、現状においても使用者の責務であるが、昨年9~10月に実施したフォローアップ調査においては、検討に着手していない医療機関が一定程度あり、義務の未実施が疑われる。
- □ 「緊急的な取組」で求めた項目が未実施である病院については、2019年度中に都道府県医療勤務環境改善支援センターが全件、個別に状況確認を行い、必要な対応を求めていくこととする。
 - ※ 「緊急的な取組」の実施状況も踏まえて、医師の労働時間短縮に向けたさらなる行政の支援策を検討する。

(参考) 医師の労働時間短縮のための緊急的な取組 フォローアップ調査

※平成30年度厚生労働省委託事業により、 平成30年9~10月にかけて調査を実施







適切な労働時間管理は使用者の責務

現行(2024年4月の上限規制適用前) であっても、36協定を締結せずに 時間外労働させると法違反 (6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)

現行でも、長時間労働の医師が申し出 たら使用者には面接指導を行う義務が あり、対応できるよう体制整備が必要

すべての医療機関に適正な労務管理を!!

医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組の概要

考え

勤

勤務医を雇用する個々の 医療機関が自らの状況を踏ま え、できることから自主的な 取組を進めることが重要。

医療機関における経営の 立場、個々の医療現場の責任 者・指導者の立場の医師の 主体的な取組を支援

医師の労働時間短縮に 向けて国民の理解を適切に求め る周知の具体的枠組みに ついて、早急な検討が必要。

医師の労働時間 管理の適正化に 向けた取組 3 6 協定等の

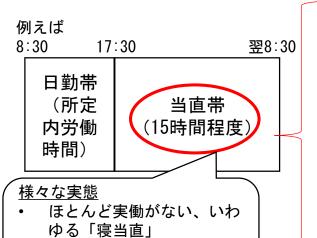
- まずは医師の在院時間について、客観的な把握を行う。
- □ ICカード、タイムカード等が導入されていない場合でも、出退勤時間の記録を 上司が確認する等、在院時間を的確に把握する。
- 自己点検
- 36協定の定めなく、又は定めを超えて時間外労働をさせていないか確認する。
- 医師を含む自機関の医療従事者とともに、36協定で定める時間外労働時間数に ついて自己点検を行い、必要に応じて見直す。
- 産業保健の 仕組みの活用
- 労働安全衛生法に定める衛生委員会や産業医等を活用し、長時間勤務となってい る医師、診療科等ごとに対応方策について個別に議論する。
- タスク・シフ ティング(業務の移 管)の推進
- 点滴に係る業務、診断書等の代行入力の業務等については、平成19年通知(※) 等の趣旨を踏まえ、医療安全に留意しつつ、原則医師以外の職種により分担して 実施し、医師の負担を軽減する。
- せる業務分担を具体的に検討することが望ましい。
- 5 女性医師等の支援
- 短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進するなどきめ細やかな支援を行う。
- 医療機関の 状況に応じた 医師の労働時間 短縮に向けた取組
- 全ての医療機関において取り組むことを基本とする1~5のほか、各医療機関の状 況に応じ、勤務時間外に緊急でない患者の病状説明等を行わないこと、当直明け の勤務負担の緩和(連続勤務時間数を考慮した退勤時刻の設定)、勤務間イン ターバルの設定、複数主治医制の導入等について積極的な検討・導入に努める。
- 厚生労働省による好事例の積極的な情報発信、医療機関への財政的支援、医療勤務環境改善支援センターに よる相談支援等の充実

務医を雇 ~るについ 用する 改めて、いては現 により当然求められる事項も お 項目

> 支行援政 等の

医師の労働時間にかかる論点の取扱い(宿日直)

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。



救命救急センター等、ほぼ

一晩中実働である

その中間

- □ (原則の考え方)指示があった場合には即時に業務に従事することを求められている場合は、手待時間として労働時間。
- □ (特例)労働密度がまばらであり、労働時間規制を適用しなくとも必ずしも労働者保護に欠けることのない一定の断続的労働⇒労働基準監督署長の許可を受けた場合に労働時間規制を適用除外。
 - (※この場合、15時間程度のうち実働した時間のみが規制対象)
- □ 許可に当たっては、①一般的許可基準(昭和22年発出)と、②医師、看護師用の詳細な許可基準(昭和24年発出)により判断。今後、②について、第9回検討会でお示しした案を元に、<u>許可対象である「特殊の措置を必要としない軽度</u>の、又は短時間の業務」の例示を明確化して示すこととしたい。

(第9回検討会にお示しした案に、ご議論を踏まえた修正をしたもの)

- 「病棟当直において、少数の要注意患者の状態の変動への対応について、問診等による診察、看護師等他職種に対する指示、確認を行うこと」
- 「外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間(例えば非輪番日であるなど)において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動について、問診等による診察、看護師等他職種に対する指示、確認を行うこと」
- ※なお、休日・夜間に結果的に入院となるような対応が生じる場合があっても、「昼間と同態様の 労働に従事することが稀」であれば、宿日直許可は取り消さない。

15

医師の労働時間にかかる論点の取扱い(研鑽)

研鑚が労働時間に該当するかどうかについても、「使用者の指揮命令下に置かれているかどうか」により判断することとなるが、現場における医師の研鑚の労働時間管理の取扱いについて、第12回検討会でお示しした案を概ねの内容として、今後、考え方と適切に取り扱うための手続を示すこととしたい。

例えば 8:30 17:30 日勤帯 (所定 内労働 時間) 時間外に残って 研鑚を行ってい る時間

様々な実態

- ・ 診療ガイドライン等の勉強
- 勉強会の準備、論文執筆
- 上司等の診療や手術の見 学・手伝い

- □ 医師の研鑚については、
- 医学は高度に専門的であることに加え、日進月歩の技術革新がなされており、
- ・ そのような中、個々の医師が行う研鑽が労働であるか否かについては、当該医師の経験、業務、当該医療機関が当該医師に求める医療提供の水準等を踏まえて、現場における判断としては、当該医師の上司がどの範囲を現在の業務上必須と考え指示を行うかによらざるを得ない。
- □ 労働に該当する範囲を医師本人、上司、使用者が明確に認識しうるよう、基本となる考え方を示すとともに、上司の指示と労働に該当するかどうかの判断との関係を明確化する手続等を示す。

研鑽の類型	考え方・手続
診療ガイドラインや 新しい治療法等の勉 強	一般的に、診療の準備行為等として、労働時間に該当。ただし、自由な意思に基づき、業務上必須ではない行為を所定労働時間外に自ら申し出て上司の指示なく行っていることが確認されていれば、労働時間に該当しないものとして取り扱う。
学会・院内勉強会等 への参加や準備、専 門医の取得・更新等	• こうした研鑽が奨励されている等の事情があっても、自由な意思に基づき、業務上必須ではない行為を所定労働時間外に自ら申し出て上司の指示なく行う時間については、一般的に労働時間に該当しない。
当直シフト外で時間 外に待機し、診療や 見学を行うこと	ただし、見学中に診療(手伝いを含む。以下同じ。)を行った時間は 労働時間として取扱い、見学の時間中に診療を行うことが慣習化(常 態化)している場合は、見学の時間すべてを労働時間として取り扱う。

必要な手続等

- □ 研鑚を行うことに ついての医師の申 告と上司の確認 (その記録)
- □ 通常勤務と明確に 切り分ける(突発 的な場合を除き診 療等を指示しない、 服装等) 16

医療機関における医師の労働時間の短縮の取組に対する支援

- 2019年4月に働き方改革関連法が施行されるが、医師についても適用が猶予されている時間外労働上限規制の5年後の適用に向け、医療現場において医師の労働時間の短縮策を進める必要がある。
- □ 具体的には、2018年2月にとりまとめた「緊急的な取組」について、さらに推進する必要がある。

~2019年3月

医師について時間外労働上 限時間を含めたとりまとめ

【「緊急的な取組」のさらなる 推進】

- ・医師の労働時間管理の適正化 に向けた取組
- ・36協定等の自己点検
- ・既存の産業保健の仕組みの活 用
- ・タスク・シフティングの推進
- ・女性医師等に対する支援
- ・医療機関の状況に応じた医師 の労働時間短縮に向けた取組
- 医師の意識改革

上記の他

医療機関の機能分化・連携、医師偏在対策、医師養成、上手な医療のかかり方の周知等

2024年4月に向けて

○各医療機関において「医師勤務時間短縮計画」を策定するよう、各都道府県(医療勤務環境改善支援センター)を通じて促す

※平成31年度から、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品・ソフトウエアについては、税法上の特別償却制度が適用される

- ○平成31年度予算案において新規に計上している各種事業により、各医療機関の取組をバックアップ
- ・タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業
- ⇒好事例の増加その横展開
- ・医療機関の勤務環境マネジメント向上支援事業
- ⇒全国の病院長の勤務環境改善に係る意識改革
- ・医療従事者の働き方改革支援資金
- ⇒ (独) 福祉医療機構による融資拡充

○医療勤務環境改善支援センターが都道府県労働局や日本医師会等関係機関と連携した、働き方改革 関連法の説明会の実施

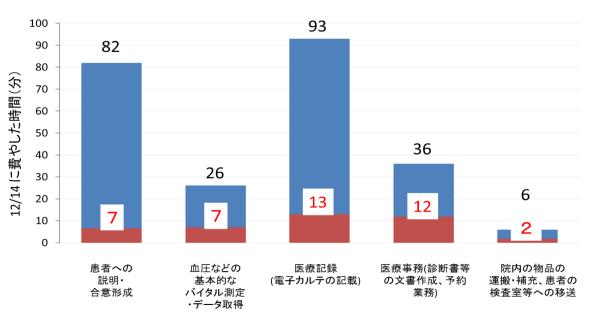
※都道府県宛て厚生労働省医政局医療経営支援課長通知発出(平成30年11月21日付)

- ○医療勤務環境改善支援センターの機能強化
- ・外部有識者による医療勤務環境改善支援センターのアドバイザー等職員に対する助言派遣事業実施
- ・医療勤務環境改善支援センター職員も交え有識者による医療機関支援モデル事業実施
- ・勤務環境改善の推進による病院経営への影響に関する調査・研究事業により、経営改善にもつながることを周知するための好事例を提供
- ・医療勤務環境改善支援センターのアドバイザー等職員向け教材作成により好事例紹介
- ・都道府県の担当課長や担当者を一堂に会した会議や研修会実施

○医療機関向け勤務環境改善支援のための「いきいき働く医療機関サポートWeb(いきサポ)」掲載の好事例更新及び各医療機関が自院の取り組む勤務環境改善の状況を全国比較するための自己診断機能を追加

医療従事者一般が実施可能な業務に係るタスクシフト

- 医師の労働時間短縮に向けては、医師でなくとも行える業務を他職種に移管していくことが重要であり、これまでの調査においては、他の医療従事者一般が実施可能な業務について、平均1日約40分程度が他職種へ移管できるとされている。本年2月にとりまとめた「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」においても、以下のような業務について、原則として医師以外の者が実施するよう求めているところ。
- こうした業務は、医師の勤務時間のうちおよそ7%に相当することから、すべて医療クラーク、看護師等の職種へのタスクシフトを行うと、週100時間勤務の場合、週7時間程度の時間※がこれに相当する。
 - ※ 暫定特例水準が適用される医療機関では、前提として、こうした業務のタスクシフトによる医師の労働時間短縮が図られていることを想定。
- 1. 他職種(看護師や事務職員等のコメディカル職種)との分担(他職種に分担できる時間(分)/12月14日の1日に費やした時間(分))



出典: 医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査(平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究班)

2. 「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」における「4 タスク・シフティング(業務の移管)の推進」(抜粋)

各医療機関においては、医師の業務負担軽減のため、他 職種へのタスク・シフティング(業務の移管)を推進する。

- ○初療時の予診
- 検査手順の説明や入院の説明
- ○薬の説明や服薬の指導
- 〇 静脈採血
- 〇 静脈注射
- 〇 静脈ラインの確保
- 尿道カテーテルの留置(患者の性別を問わない)
- 〇 診断書等の代行入力
- ○患者の移動

等については、平成19年通知(※)等の趣旨を踏まえ、医療安全に留意しつつ、原則医師以外の職種により分担して実施することで、医師の負担を軽減する。(後略)

(※)「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の 推進について」(平成19年12月28日医政発第1228001号厚生労 働省医政局長通知) 18

医療機関における医師の労働時間の短縮に向けて(ロードマップ) (A)・(B)水準の適用を中心に整理したもの) 年度 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 労働時間管理 労働時間管理の適正化の徹底 連続勤務時間制限、勤務間インターバルの導入促進 より質の高い医療へ の適正化 医療機関向け説明会の集中開催(宿日直、 時間外労働の上限 36協定等の自 研鑽、上限時間数、健康確保措置等) ト限規制スタート 時間数の方向性を 己点検 宿日直許可基準の 産業保健の仕 一般則超の労働時間となっている医療機 現代化、研鑽の取 組みの活用 関に医師等勤務時間短縮計画策定促進 扱いの提示 暫定特例水準対象医療機関については、 ※税制等によるインセンティブ タスク・シフティング ・病院長向け勤務環境マネジメント研修受講や**医師** 緊急的な取組の都 の推進 道府県(勤改セン の労働時間短縮のための計画策定が必要(医療機 ター※)・団体等 重点的支援対象機関の洗い出し 女性医師等の を诵じた周知・促 ・医療勤務環境改善支援センター ・地域医療支援センターによる地域枠医師等の派遣 :病院長向け勤務環境マネジメント研修受講勧奨等医療機関内のマネジメント改革支援 や各種補助金等による支援を行うこととする ・地域医療支援センター:地域枠医師等の派遣 ※都道府県医療機関 医療機関の状 ・その他、地域内における医療機関の機能分化・連携の推進、各種補助金等による支援 勤務環境改善支援 況に応じた医 暫定特例水準対象医療機関の労働時間短縮を図り、 センター 師の労働時間 暫定特例水準対象医療機関数の縮減を図る 短縮に向けた 2024年までに暫定特例水準対象医療機関数の縮減を図る 医療機関向け勤務環境改善Webサイト(いきサポ)掲載の好事例を充実し、横展開 現行制度に基づく導入促進とともに、医師の長時間労働の実態がある一定の医療機関に医師労働時 医療勤務環境改善支援セン 間短縮計画の義務づけを検討 医療勤務環境マネジ ター等の取組を通じて メントシステムの導入 医師の意識改革 病院長向けトップマネジメント研修等による管理者の意識改革 促進、好事例の収 医療機関全体の労働時間短縮を図る 集·周知 タスク・シフティング等勤務環境改善推<u>進事業等により</u>好事例創出 ※ICT活用含む 好事例を分析し、タスク・シフティング等勤務環境改善を一層促進 供 医師事務作業 医療機関内の専門職支援人材のスキル 医療機関内の専門職支援人材のスキルアップ方策等の検討 医療機関内における専門職支援人材の活用の推進 補助者等(専門 アップ方策等の実施に向けた取組 職支援人材) 特定行為研修修了者 パッケージ化に向けた 特定行為研修修了者 特定行為研修 数約1.000人 省令改正 特定行為研修制度(パッケージ研修)によるチーム医療の推進 (外科術後病棟管理領 修了看護師 特定行為研修施設の 域、術中麻酔管理領域) 募集強化 約10,000人目標 全ての公立・公的医療 地域医療構想の実現に向けた取組の強化(医療機関の再編や在宅医療等への移行等) 地域内の医療機関 地域医療構想の実現 機関等における具体的 の機能分化・連携 対応方針の合意形成 病床の機能分化・連携の促進 の推進 (地域医療構想) 改正医療法の順次施行 PDCAサイクルに基づ 医師偏在対策に向け 次期計画に基づく医師偏在対策の実施「都道府県」 医師確保計画に基づく医師偏在対策の実施「都道府県」 都道府県による医師確 医師偏在対策 き次期計画策定 た医療法等改正法成 保計画策定 地域枠医師(2018) 約2千 地域医療支援センターが派遣調整する地域枠医師の増加(約1万 2021年以降の医師需給 医師需給分科会第3 医師の勤務実態把握調 医師の養成 次中間取りまとめ の検討 医師の働き方改革や労働実態、医師偏在対策や医師偏在の 定期的な医師需給推計 (2021年までの医師 状況等を勘案した医師養成 養成数) 上手な医療のかかり 関係機関への働きかけ、 国民の医療のかか 効果を検証し、さらに効果的な広報実施 周知コンテンツの作成、 方に関する懇談会提 り方 集中的周知広報実施

2024年度の適応に向けた専門研修制度としての取り組み

2024年度から適応される時間外労働上限規制に向けて、C-1水準が適応される専攻医においても、日本専門医機構および各学会に今後の対応を検討して頂くのはどうか。